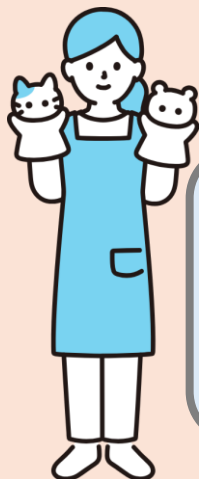


令和8年度

大田区で働く保育士を支援します！

大田区保育士応援手当

対象：区内に所在する以下の保育施設に勤務する保育士
私立認可保育園・区立民営保育園・小規模保育所
東京都認証保育所・定期利用保育専用施設



若手保育士には
年間最大**12万円**支給！

※前期6万円、後期6万円支給の場合

対象となるのはこんな方

- ・令和8年4月1日時点において保育施設等（区内・区外を問わず）における通算経験年月数が満5年未満の方
- ・交付対象期間（前期：4月～9月、後期：10月～翌3月）のすべての期間において常勤として勤務している保育士

※経験年月数の積算方法や常勤の定義等は、大田区ホームページよりご確認ください。

ベテラン保育士には
節目毎に**10万円**支給！

対象となるのはこんな方

- ・令和8年4月1日時点において常勤として常態的に勤務している保育士
- ・令和7年度中に同一の区内補助対象施設における経験年月数が、満10、15、20、25、30、35、40年のいずれかに達した方



制度の詳細は
「大田区ホームページ」
よりご確認ください。

大田区 保育士応援手当



応援手当についてのお問い合わせは、
電話もしくはLoGoフォームで受け付けます。

【電話】

03-5744-1368

（保育人材確保支援事業事務センター）

【LoGoフォーム】

<https://logoform.jp/form/8BrJ/685165>



※個別に対象となるかのお問合せには
回答できません。

申請方法

下記のいずれかの方法でご申請ください。

- ①電子申請（Logoフォーム） **NEW!**
- ②郵送
- ③区役所へ持参

※申請用のURLは裏面に記載しています。

申請期間

※応援手当（前期分）・一時金の申請を受け付けます。
応援手当（後期分）は令和9年3月頃申請受付予定です。

令和8年10月1日（木）～10月30日（金）

※郵送の場合は10月30日（金）消印有効

【担当】

大田区子ども未来部保育サービス課
保育サービス基盤担当

裏面で提出書類
を確認！

対象か悩んだら
まず申請！

10/1～の申請に備えて
事前の準備で申請ラクラク！

大田区保育士応援手当補助金の申請にかかる 提出書類一覧

【私立認可・小規模施設】

応援手当：通算経験年月数満5年未満対象

一時金：経験年月数満10、15、20、25、30、35、40年対象

書類名	応援手当	一時金	備考
身分証明書	● 必須	● 必須	運転免許証、マイナンバーカード、資格確認証等
保育士登録証	—	● 必須	
ねんきんネットによる年金記録の写し	▲ 該当者のみ	▲ 該当者のみ	※産前産後休業、育児休業、介護休業を取得したことがある方のみ 休業期間の加入状況がわかるもの
子の生年月日が分かるもの	▲ 該当者のみ	▲ 該当者のみ	※産前産後休業、育児休業を取得したことがある方のみ 母子手帳内の出生届済証明ページ等

【区立民営・認証・定期利用保育】

書類名	応援手当	一時金	備考
身分証明書	● 必須	● 必須	運転免許証、マイナンバーカード、資格確認証等
保育士登録証	● 必須	● 必須	
ねんきんネットによる年金記録の写し	▲ 初申請 or 休業取得者	● 必須	【応援手当】 ・初めて申請する方は20才からの記録 ・上記以外の方で産前産後休業、育児休業、介護休業を取得したことがある方は各休業期間の加入状況がわかるもの 【一時金】 ・20才からの記録
子の生年月日が分かるもの	▲ 該当者のみ	▲ 該当者のみ	※産前産後休業、育児休業を取得したことがある方のみ 母子手帳内の出生届済証明ページ等

【電子申請URL】 ※10/1（木）にサイトを公開します。

【応援手当】
私立認可・小規模



【応援手当】
区立民営・認証・定期利用



【一時金】
私立認可・小規模



【一時金】
区立民営・認証・定期利用



「ねんきんネット」の
登録方法はこちらから
ご確認ください！



※紙申請の場合の申請様式は、9月下旬に
区HPに掲載及び対象園へメールで送付します。